

中華人民共和国国務院令

第 512 号

『中華人民共和国企業所得税法実施条例』は 2007 年 11 月 28 日、国務院第 197 回常務委員会を経て可決され、ここに公布し、2008 年 1 月 1 日より施行する。

総理 温家宝

二〇〇七年十二月六日

中華人民共和国企業所得税法実施条例

第一章 総則

第一条 『中華人民共和国企業所得税法』（以下「企業所得税法」と略称する）の規定に基づき、本条例を制定する。

第二条 企業所得税法第一条に規定する個人独資企業、パートナーシップ企業とは、中国の法律、行政法規の規定に基づき設立された個人独資企業、パートナーシップ企業を指す。

第三条 企業所得税法第二条に規定する、法律に基づいて中国国内に設立された企業とは、中国の法律、行政法規に従って中国国内に設立された、企業、事業単位、社会团体、及び収入を得るその他の組織を含む。

企業所得税法第二条に規定する、外国（地区）の法律に従い設立された企業とは、外国（地区）の法律に基づき設立された企業及び収入を得るその他の組織を含む。

第四条 企業所得税法第二条に規定する、実際の管理機構とは、企業の生産経営、人員、財務、財産等に対し実質的に全面的な管理及び支配を行う機構を指す。

第五条 企業所得税法第二条第三項に規定する機構、場所とは、中国国内で生産経営活動に従事する機構、場所を指し、以下を含むとする。

- (一) 管理機構、営業機構、事務機構
- (二) 工場、農場、天然資源を採掘する場所
- (三) 労務を提供する場所
- (四) 建築、据付、組立、修理、実地調査等に従事する工事作業の場所
- (五) その他の生産経営活動に従事する機構、場所

非居住者企業が営業代理人に委託して中国国内での生産経営活動に従事する時、単位或いは個人に経常的に契約締結を代理すること、或いは貨物の保管、交付等を委託する場合

等が含まれ、当該営業代理人は非居住者企業が中国国内に設立した機構、場所と見なされる。

第六条 企業所得税法第三条に規定する所得は、物品販売所得、労務提供所得、財産譲渡所得、株式利子・配当金等の権益性投資所得、利子所得、賃貸料所得、特許権使用料所得、受贈益及びその他の所得を含む。

第七条 企業所得税法第三条に規定する中国国内、国外源泉の所得は、以下の原則に従い確定する。

(一) 物品販売所得は、取引活動の発生地に基づき確定する。

(二) 労務提供所得は、労務の発生地に基づき確定する。

(三) 財産譲渡所得は、不動産譲渡所得は不動産の所在地に基づき確定し、動産譲渡所得は動産を譲渡する企業或いは機構、場所の所在地に基づき確定し、権益性投資の資産譲渡所得は投資先企業の所在地に基づき確定する。

(四) 株式利子・配当金等の権益性投資所得は、所得を配当をする企業の所在地に基づき確定する。

(五) 利息所得、賃貸料所得、特許権使用料所得は、これらの所得を負担し支払う企業或いは機構、場所の所在地に基づき確定し、または所得を負担し支払う個人の居住地に基づき確定する。

(六) その他の所得は、国务院財政、税務主管部門が確定する。

第八条 企業所得税法第三条に規定する実質的な関連とは、非居住者企業が中国国内に設立した機構、場所が所得を得るための株式持分、債権を保有すること、或いは所得を得るための財産等を所有、管理、支配することを指す。

第二章 課税所得額

第一節 一般規定

第九条 企業の課税所得額の計算は、権利責任の発生主義を原則とし、当期に帰属する収入及び費用は、代金を受払いしたか否かにかかわらず、全て当期の収入及び費用とする。当期に帰属しない収入及び費用は、当期に代金を受払いしたとしても、当期の収入及び費用としない。但し、本条例及び国务院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除く。

第十条 企業所得税法第五条に規定する欠損とは、企業が企業所得税法及び本条例の規定に従い、各納税年度ごとの収入総額から非課税収入、免税収入及び各種の控除費用を減額した後零を下回る金額を指す。

第十一条 企業所得税法第五十五条に規定する清算所得とは、企業の全資産の正味実現可能価格或いは取引価格から資産の純額、清算費用及び関連する税金・費用等を控除した後の

残額を指す。

投資側企業が被清算企業から分配を受ける残余財産のうち、被清算企業の未分配利益累計額及び積立金累計額の中から取得する部分は配当所得と確定しなければならない。残余財産から上記の配当所得を控除した後の残額は、投資原価部分を超過した或いは下回る部分は、投資資産譲渡所得或いは損失と確定しなければならない。

第二節 収入

第十二条 企業所得税法第六条に規定する、企業が取得した貨幣形式による収入には、現金、銀行預金、売掛金、受取手形、及び満期まで保有する予定の債券投資及び債務免除などを含む。

企業所得税法第六条に規定する、企業が取得した非貨幣形式による収入には、固定資産、生物資産、無形資産、持分投資、棚卸資産、満期まで保有する予定のない債券投資、労務及び関連の権益等を含む。

第十三条 企業所得税法第六条に規定する、企業が非貨幣形式を以って取得した収入は、公正価格に基づき収入額を確定する。

前項に規定する公正価格とは、市場価値に基づいて確定した価額を指す。

第十四条 企業所得税法第六条第(一)号に規定する物品販売収入とは、企業が商品、製品、原材料、包装物、低額消耗品及びその他棚卸資産を販売することによって取得した収入を指す。

第十五条 企業所得税法第六条第(二)号に規定する労務提供収入とは、企業が建築・据付、修理・補修、交通運輸、倉庫保管賃貸・リース、金融保険、郵便・電信、コンサルティング、文化・体育、科学研究、技術サービス、教育研修、飲食宿泊、仲介代理、衛生保険、地域サービス、旅行、エンターテイメント、加工及びその他の労務サービス活動により取得した収入を指す。

第十六条 企業所得税法第六条第(三)号に規定する財産譲渡収入とは、企業が固定資産、生物資産、無形資産、持分、債権等の財産譲渡により取得した収入を指す。

第十七条 企業所得税法第六条第(四)号に規定する株式利子・配当金等の収益性投資収益とは、企業が権益性投資によって被投資者から取得した収入を指す。

株式利子・配当金等の権益性投資収益とは、国务院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、被投資者が利益配当を決定した時点をもって収入の実現と確定する。

第十八条 企業所得税法第六条第(五)号に規定する利息収入とは、企業が資金を他者の使用に供するが権益性投資を構成しない、或いは他者が当該企業の資金を占有することに起因して取得する収入を指し、預金利息、貸付金利息、債券利息、延払金利息などの収入を

含む。

利息収入は、契約に定める債務者が利息を支払うべき期日を収入の実現と確定する。

第十九条 企業所得税法第六条第(六)号に規定する賃貸料収入とは、企業が固定資産、包装物或いはその他有形資産の使用権を提供して取得した収入を指す。

賃貸料収入は、契約に約定する賃借人が賃貸料を支払うべき期日を以って収入の実現と確定する。

第二十条 企業所得税法第六条第(七)号に規定する特許権使用料収入とは、企業が特許権、非特許技術、商標権、著作権及びその他特許権の使用の権利を提供することにより取得した収入を指す。

特許権使用料収入は、契約に約定する特許権使用者が特許権使用料を支払うべき期日を以って収入の実現と確定する。

第二十一条 企業所得税法第六条第(八)号に規定する受贈益収入とは、企業が受取ったその他の企業、組織或いは個人から無償で提供される貨幣資産、非貨幣資産を指す。

受贈益収入は、受贈する資産を実際受取った時点を以って収入の実現と確定する。

第二十二条 企業所得税法第六条第(九)号に規定するその他の収入とは、企業が取得する企業所得税法第六条第(一)号から第(八)号に定める収入以外のその他の収入を指し、企業資産の棚卸差益収入、期限を過ぎても返却されない包装物の保証金収入、確実に返済不能な未払代金項目、貸倒損失処理後に回収した売掛金、債務再編収入、補助金収入、違約金収入、為替収益等を含む。

第二十三条 企業の下記生産経營業務は各期に区分して収入を確定することができる。

(一) 割賦販売方式により物品を販売する場合、契約で約定する代金の受取期日を以って収入を確定する。

(二) 企業が大型機械設備、船舶、航空機の加工製造を受託した場合、及び建築、据付、組立工事の業務に従事し或いはその他労務を提供する等で、継続して12か月を超過する場合、納税年度内の進捗度或いは完成した作業量に基づき収入の実現と確定する。

第二十四条 製品の分配(現物支給)方式により収入を得た場合、企業が製品を分配によって取得した期日により収入の実現を確定し、その収入額は製品の公正価格に基づいて確定する。

第二十五条 企業で非貨幣資産の交換が発生した場合、及び貨物、財産、労務を寄贈、返済、賛助、資金募集、広告、見本、従業員福利或いは利益分配等の用途に用いた場合、物品販売、財産譲渡或いは労務の提供と見なし、但し、国务院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除く。

第二十六条 企業所得税法第七条第(一)号に規定する財政交付金とは、各階層の人民政府機関が予算管理に対し組み入れられた事業単位、社会団体等の組織に対して割当てる財政資金を指すが、国務院及び国務院財政、税務主管部門が別途規定するものは除外する。

企業所得税法第七条第(二)号に規定する行政事業性料金とは、法律法規などの関連規定に基づき、国務院が規定する認可手続に従い、社会公共管理の実施、並びに公民、法人或いはその他の組織に対する特定公共サービスの提供過程において、特定の対象より受領し、並びに財政管理に組入れられる費用を指す。

企業所得税法第七条第(二)号に規定する政府関係基金とは、企業が法律、行政法規等の関連規定に基づき、政府に代わり受領する専門的用途を有する財政資金を指す。

企業所得税法第七条第(三)号で規定する国務院が規定するその他の非課税収入とは、企業が取得し、国務院財政、税務主管部門が専門的な用途を規定し且つ国務院の認可を得た財政性資金を指す。

第三節 控除

第二十七条 企業所得税法第八条に規定する関係する支出とは、収入の取得に直接的な関連性を有する支出を指す。

企業所得税法第八条に規定する合理的な支出とは、生産経営活動において通常見られる、当期の損益或いは関連する資産原価に計上すべき必要且つ正常な支出を指す。

第二十八条 企業で発生した支出は収益性支出及び資本性支出に分けなければならない。収益性支出は発生した当期に直接控除し、資本性支出は各期に区分して控除し、或いは関連する資産原価に計上すべきであり、発生当期に直接控除してはならない。

企業の非課税収入を支出に用いることによって形成した費用或いは財産は、控除或いは相応の減価償却費、償却費を計算し控除してはならない。

企業所得税法及び本条例で別途規定するものを除き、企業で実際に発生した原価、費用、税金、損失及びその他支出は重複して控除してはならない。

第二十九条 企業所得税法第八条に規定する原価とは、企業の生産経営活動において発生した売上原価、販売原価、業務支出及びその他費用を指す。

第三十条 企業所得税法第八条に規定する費用とは、企業の生産経営活動において発生した販売費用、管理費用及び財務費用を指し、原価に計上した関連費用は除く。

第三十一条 企業所得税法第八条に規定する税金とは、企業で実際に発生した、企業所得税及び控除が認められた増値税以外の各種税金及びその附加費を指す。

第三十二条 企業所得税法第八条に規定する損失とは、企業の生産経営活動において発生した固定資産及び棚卸資産の棚卸差損、破損、廃棄損失、財産譲渡損失、陳腐化損失、貸倒損失、及び自然災害等不可抗力による損失及びその他の損失を指す。

企業で発生した損失から責任者による賠償及び保険賠償金を控除した後の残額は、国务院財政、税務主管部門の規定に従い控除する。

企業が既に損失として処理した資産は、以降の納税年度に全て或いは一部回収された場合、当期の収入に計上しなければならない。

第三十三条 企業所得税法第八条に規定するその他の支出とは、原価、費用、税金、損失以外の、企業が生産経営活動において発生する生産経営活動に関連する、合理的な支出を指す。

第三十四条 企業で発生した合理的な賃金給与は、控除することができる。

前項に規定する賃金給与とは、企業が納税年度毎に本企業に勤務する或いは雇用関係にある従業員に支払う、現金或いは非現金形式による全ての労働報酬を指し、基本給、賞与、手当、補助金、年末臨時賞与、残業代及び在職或いは雇用に関係するその他の支出を含む。

第三十五条 企業が国务院の関連主管部門或いは省レベルの人民政府が規定する範囲及び基準に従って、従業員のために納付する基本養老保険費、基本医療保険費、失業保険費、労働災害保険費、生育保険費などの基本社会保険費及び住宅積立金は控除することができる。

企業が投資者或いは従業員に支払う補充養老保険費、補充医療保険費は、国务院財政、税務主管部門が規定する範囲と基準内において、控除することができる。

第三十六条 企業が国家规定に従い、特殊な職種の従業員に支払う人身安全保険費及び国务院財政、税務主管部門が規定する控除可能なその他商業保険料を除き、企業が投資者或いは従業員に支払う商業保険料は、控除してはならない。

第三十七条 企業の生産経営活動において生じた合理的且つ資本化する必要がない借入費用は控除することができる。

企業が固定資産及び無形資産及び12ヶ月以上の建造期間を経て予定された販売可能な状態になる棚卸資産を購入・建造するために借入を行う場合、関連資産の購入建設期間中に発生した合理的な借入費用は、資本的支出として、関連する資産の原価に計上しなければならない、本条例規定に従って控除する。

第三十八条 企業の生産経営活動において発生する以下の利息支出は、控除することができる。

(一) 非金融企業の金融企業からの借入金にかかる利息支出、金融企業の各種預金利息及びコールローン利息支出、企業が許可を経て発行した債券の利息支出。

(二) 非金融企業の非金融企業からの借入にかかる利息支出のうち、金融企業の同時期・同類の貸付金利率に基づき計算される金額を超えない部分。

第三十九条 企業の貨幣取引において及び納税年度終了時の人民元以外の貨幣性資産、負債を期末人民元為替レートの間接値により人民元に換算して生じた為替損失は、既に関連す

る資産の原価に計上するもの及び所有者に利益分配を行った関連部分を除き、控除することができる。

第四十条 企業で発生する従業員の福利費用の支出は、賃金給与総額の14%を超えない部分は控除することができる。

第四十一条 企業が支給する労働組合経費は、賃金給与総額の2%を超えない部分は控除することができる。

第四十二条 国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、企業で発生した従業員の教育経費支出は、賃金給与総額の2.5%を超えない部分を控除することができ、超過部分は以降の年度に繰越して控除することができる。

第四十三条 企業で発生した生産経営活動と関係のある交際費支出は、発生額の60%を控除することができるが、当年売上（営業）収入の0.5%を超えてはならない。

第四十四条 企業の各納税年度で生じた、条件に合致する広告費及び業務宣伝費支出は、国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、当年売上（営業）収入の15%を超えない部分を控除することができ、超過部分は以降の年度に繰越して控除することができる。

第四十五条 企業が法律、行政法規の関連規定に従い引当てた、環境保護、生態系回復等に用いる特定資金は控除することができる。上記の特定資金を取得した後、用途を変更した場合は控除してはならない。

第四十六条 企業が財産保険に加入し、規定に従って納付した保険料は控除することができる。

第四十七条 企業が生産経営活動の必要に応じて賃借した固定資産を賃借し、支払うリース費は、下記の方法に従って控除する。

（一）オペレーティングリース方式により賃借した固定資産が生じたリース費の支出は、リース期間に応じて均等に控除する。

（二）ファイナンスリース方式により賃借した固定資産が生じたリース費の支出は、規定に従ってリース固定資産の価値を構成した部分について、減価償却費を取上げ、各期に応分して控除しなければならない。

第四十八条 企業で発生した合理的な労働保護支出は控除することができる。

第四十九条 企業間で支払う管理費用、企業内部の営業機構間で支払う賃貸料及び特許権使用料、並びに非銀行企業内の営業機構間で支払った利息は、控除してはならない。

第五十条 非居住者企業が中国国内に設立した機構、場所において、その中国国外の総機構で発生した、当該機構、場所の生産経営と関係する費用は、総機構が発効する費用の集計範囲、定額、分配基準及び方法等の証明書類を提供でき、並びに合理的に配分できる場合、控除することができる。

第五十一条 企業所得税法第九条に規定する公益性寄贈とは、企業が、公益性社会团体或いは県レベル以上の人民政府及びその部門を通じ、『中華人民共和国公益事業寄贈法』に規定する公益事業に用いる寄贈を指す。

第五十二条 本条例第五十一条に規定する公益性社会团体とは、同時に以下の条件に合致する基金会、慈善組織などの社会团体を指す。

- (一) 法に従い登録され、法人資格を有すること
- (二) 公益事業の発展を旨とし、営利を目的としないこと
- (三) 全ての資産及びその価値の増加は当該法人に帰属すること
- (四) 収益および運営上の剰余金は主に当該法人の設立目的の事業に用いること
- (五) 終了後の剰余財産はいかなる個人或いは営利組織にも帰属しないこと
- (六) 設立目的と無関係の業務に従事しないこと
- (七) 健全な財務会計制度を有すること
- (八) 寄贈者がいかなる形式においても社会团体の財産分配に関与しないこと
- (九) 国务院財政、税務主管部門が国务院民政部門等の登録管理部門と共に規定したその他の条件。

第五十三条 企業で発生した公益性寄贈支出は、年度利益総額の 12%を超えない部分を控除することができる。

年度利益総額とは、企業が国家統一の会計制度の規定に従って算定する、年度会計利益を指す。

第五十四条 企業所得税法第十条第(六)号に規定する賛助支出とは、企業で発生する生産経営活動とは無関係の各種の非広告的性質を有する支出を指す。

第五十五条 企業所得税法第十条第(七)号に規定する未承認の引当金支出とは、国务院財政、税務主管部門の規定に合致しない各種資産の減損引当、リスク引当等の準備金支出を指す。

第四節 資産の税務処理

第五十六条 企業の各種資産は、固定資産、生物資産、無形資産、長期前払費用、投資資産、棚卸資産等が含まれ、取得原価を課税算定基準とする。

前項で述べる取得原価とは、企業が各種資産を取得した時に実際に生じた支出を指す。

企業が各種資産を保有する期間で生じる資産の価値増加或いは損失は、国务院財政、税

務主管部門の規定により損益と確定する場合を除き、当該資産の税額算定基準を調整してはならない。

第五十七条 企業所得税法第十一条に規定する固定資産とは、企業が製品生産、労務提供、リース或いは経営管理のために所有する、使用期間が12ヶ月を超える非貨幣性資産を指し、建物、構築物、機器、機械、運輸工具及びその他生産経営活動に係る設備、器具、工具等を含む。

第五十八条 固定資産は以下の方法により税額算定基準を確定する。

(一) 外部から購入した固定資産は、購入価格及び支払った関連する税金支出並びに当該資産が予定した用途に供するまでに生じた、当該資産に直接帰属する他の支出を以って税額の算定基準とする。

(二) 自ら建設した固定資産は、竣工決算前に発生した支出を以って税額算定基準とする。

(三) ファイナンスリースにより賃借した固定資産は、リース契約で約定する支払総額及び賃借人のリース契約締結の過程で生じた関連費用を以って税額算定基準とする。リース契約において支払総額が未約定である場合は、当該資産の公正価格及び賃借人のリース契約締結の過程において生じた関連費用を以って税額算定基準とする。

(四) 棚卸差益の固定資産は、同類の固定資産の再調達価格を以って税額算定基準とする。

(五) 贈与、投資、非貨幣性資産の交換、債務再編等の方式により取得した固定資産は、当該資産の公正価格と支払った関連税金費用を以って税額算定基準とする。

(六) 改造した固定資産は、企業所得税法第十三条第(一)号及び第(二)号に規定する支出を除き、改造過程において生じた改造支出を以って税額算定基準とする。

第五十九条 固定資産は定額法に基づき算定した減価償却額を控除することができる。

企業は固定資産の使用を開始した翌月から減価償却の計上を計算しなければならない。使用を停止した固定資産は、使用を停止した月の翌月から減価償却の計上を停止しなければならない。

企業は固定資産の性質及び使用状況に基づき、固定資産の残存価額を合理的に確定しなければならない。固定資産の見積残存価額は一旦確定すれば、変更してはならない。

第六十条 国务院財政、税務主管部門が別途に規定する場合を除き、固定資産の減価償却計算の最低年数は以下の通りとする：

(一) 建物、構築物の場合20年とする。

(二) 航空機、鉄道車両、船舶、機器、機械及びその他生産設備は10年とする。

(三) 生産、経營業務に関連する器具、工具、家具の場合5年とする。

(四) 航空機、鉄道車両、船舶以外の運搬工具の場合4年とする。

(五) 電子設備の場合3年とする。

第六十一条 石油、天然ガス等の鉱産資源の採掘に従事する企業における、商業生産を開始する前に生じた費用及び関連固定資産の控除、償却方法は、国务院財政、税務主管部門が

別途に規定する。

第六十二条 生産性生物資産は、以下の方法を以って税額算定基準とする。

(一) 外部から購入した生産性生物資産は、購買対価及び支払った関連税額を以って税額算定基準とする。

(二) 寄贈、投資、非貨幣性資産の交換、債務再編等の方式により取得した生産性生物資産は、当該資産の公正価格と支払った関連税金費を以って、税額算定基準とする。

前項で称する生産性生物資産とは、企業が農産品の産出、労務の提供或いはリースのために所有する生物資産を指し、経済林、薪炭林、産畜及び役畜などを含む。

第六十三条 定額法に基づき算定した減価償却額生産性生物資産は、控除することができる。

企業は生産性生物資産の使用を開始した月の翌月から減価償却の計上を開始しなければならない、使用を停止した生産性生物資産は、使用を停止した月の翌月から減価償却の計上を停止しなければならない。

企業は生産性生物資産の性質及び使用状況に基づき、生産性生物資産の見積残存価額の合理的に確定しなければならない。生産性生物資産の見積残存価額は一旦確定後、変更してはならない。

第六十四条 生産性生物資産における減価償却の最短償却年数は以下の通りとする：

(一) 林木類の生産性生物資産は10年とする

(二) 畜類の生産性生物資産は3年とする

第六十五条 企業所得税法第十二条に規定する無形資産とは、企業が製品生産、労務提供、貸与、または経営管理のために保有する、実物形態を有さない非貨幣性長期資産を指し、特許権、商標権、著作権、土地使用権、非特許技術、暖簾などを含む。

第六十六条 無形資産は以下の方法を以って税額の算定基準とする。

(一) 外部から購入した無形資産は、購入対価及び支払った関連税金及び当該資産が予定した用途に供するまでに生じた、当該資産に直接帰属するその他の支出を以って税額算定基準とする。

(二) 自ら開発した無形資産は、開発過程において当該資産が資本化の条件に合致した後、予定された用途に達するまでに生じた支出額を以って、税額算定基準とする。

(三) 寄贈、投資、非貨幣性資産の交換、債務整理等の方式により取得した無形資産は、当該資産の公正価格及び関連する支払税額を以って、税額算定基準とする。

第六十七条 無形資産は定額法により算定した償却費用を控除することができる。

無形資産の償却年数は10年を下回ってはならない。

投資或いは譲渡を受けた無形資産は、関連法規或いは契約書において使用年数が約定されている場合には、規定或いは約定の使用年数に基づき償却することができる。

外部から購入した暖簾の支出は、企業全体の譲渡或いは清算時に、控除することができ

る。

第六十八条 企業所得税法第十三条第（一）号及び第（二）号に規定する固定資産の改良支出とは、建物、構築物の構造改変、使用年数の延長等により発生する支出を指す。

企業所得税法第十三条第（一）号に規定する支出は、固定資産の見積使用可能年数に基づき、償却を行う。第（二）号に規定する支出は、契約で約定する残余リース期間に基づき、償却を行う。

改造の固定資産の使用年数が延長となる場合、企業所得税法第十三条第（一）号及び第（二）号の規定を除き、減価償却年数を適切に延長しなければならない。

第六十九条 企業所得税法第十三条第（三）号に規定する固定資産の大修理支出とは、同時に以下の条件に合致する支出を指す。

（一）修理支出が、固定資産を取得した時の税額算定基礎額の50%以上に達する

（二）修理後の固定資産の使用可能年数が2年以上延長となる

企業所得税法第十三条第（三）号に規定する支出は、固定資産の使用可能年数に基づいて償却する。

第七十条 企業所得税法第十三条第（四）号に規定するその他長期前払費用とすべき支出は、支出が発生した月の翌月から期間償却し、期間償却年数は3年を下回ってはならない。

第七十一条 企業所得税法第十四条に規定する投資資産とは、企業の対外的な権益性投資及び債権性投資により形成される資産を指す。

企業が投資資産を譲渡或いは処分するに際しては投資資産の原価を控除することができる。

投資資産は以下の方法に基づき原価を確定する。

（一）現金払方式により取得した投資資産は、購入対価を以って原価とする。

（二）現金払以外の方式によって取得した投資資産は、当該資産の公正価格と支払った関連税金・費用を原価とする。

第七十二条 企業所得税法第十五条に規定する棚卸資産とは、企業が販売目的で保有する製品或いは商品、生産過程における仕掛品、生産或いは労務提供過程において費消する材料及び物品等を指す。

棚卸資産は以下の方法を以って、原価と確定する。

（一）現金払方式により取得した棚卸資産は、購入対価と支払った関連税金費用を原価とする。

（二）現金払方式以外で取得した棚卸資産は、当該棚卸資産の公正価格と支払った関連税金費用を原価とする。

（三）生産性生物資産により収穫した農産物は、産出或いは収穫過程において生じた材料費、人件費及び配賦される間接費用等の必要支出額を以って、原価とする。

第七十三条 企業が使用或いは販売する棚卸資産の原価算定方法は、先入先出法、加重平均法及び個別法のうちからいずれか一つを選択する。計算方法を一旦選択した後、みだりに変更してはならない。

第七十四条 企業所得税法第十六条に規定する資産の簿価及び第十九条に規定する財産の簿価とは、関連資産、財産の税額算定基準から、規定に基づいて控除した減価償却、減耗、償却、引当金等を控除した後の残額を指す。

第七十五条 国務院財政、税務主管部門が別途規定する他、企業の再編過程において、取引発生時に関連資産の譲渡所得或いは損失が確認された場合、関連資産は取引価格に基づき改めて税額算定基準を確定しなければならない。

第三章 納付税額

第七十六条 企業所得税法第二十二条に規定する所得税額の計算式は下記のとおりとする。
納付税額 = 課税所得額 × 適用税率 - 減免税額 - 控除税額

公式中の減免税額及び控除税額とは、企業所得税法及び国務院の税收優遇規定に基づき減額、免除、控除される納付税額を指す。

第七十七条 企業所得税法第二十三条に規定する国外で既に納付した所得税額とは、企業の中国国外源泉所得を中国国外の税法及び関連規定に基づき納税する義務があり且つ実際に納付した、企業所得税の性質を有する税額を指す。

第七十八条 企業所得税法第二十三条に規定する税額控除限度額とは、企業の中国国外源泉所得を企業所得税法及び本条例の規定に基づいて算定した納付税額を指す。国務院財政、税務主管部門の別途規定を除き、当該税額控除限度額は国（地区）毎に分けて計算し、所得項目毎に分けずに計算する。計算式は以下の通りである。

控除限度額 = 中国国内外の課税所得額を企業所得税法及び本条例規定に基づいて計算した納付税総額 × 某国(地区)に源泉を有する課税所得額 ÷ 中国国内、国外課税所得総額

第七十九条 企業所得税法第二十三条に規定する五ヵ年度とは、企業が取得した中国国外源泉所得について、中国国外で既に納付した企業所得的性質を有する税額の控除限度額を超過した年の翌年から起算して、連続する5ヵ年の納税年度を指す。

第八十条 企業所得税法第二十四条に規定する直接的な支配とは、居住者企業が直接、外国企業の20%以上の持分を所有することを指す。

企業所得税法第二十四条に規定する間接的な支配とは、内国企業が間接的に外国企業の持分を20%以上所有することを指し、具体的な認定方法は国務院財政、税務主管部門が別途規定する。

第八十一条 企業が企業所得税法第二十三条、第二十四条の規定に基づき企業所得税額を控

除するにあたっては、中国国外税務機関が発行する税額計算対象年度が記載された納税証憑を提出する。

第四章 税収優遇

第八十二条 企業所得税法第二十六条第（一）号に規定する国債利息収入とは、企業が国务院財政部門の発行した国債から保有することによって取得した利息収入を指す。

第八十三条 企業所得税法第二十六条第（二）号に規定する、条件に合致する居住者企業間の株式利子・配当金等の權益性投資収益とは、居住者企業が他の居住者企業に直接投資して取得する投資収益を指し、企業所得税法第二十六条第（二）号及び第（三）号に規定する株式利子、配当金等の權益性投資収益には、居住者企業が公開発行され、かつ上場・流通する株式を連続12ヶ月未満保有し、取得した投資収益を含まない。

第八十四条 企業所得税法第二十六条第（四）号に規定する、条件に合致する非営利組織とは、同時に以下の条件を満たす組織を指す。

（一）法に従い非営利組織としての登記手続を履行している。

（二）公益性或いは非営利性活動に従事している。

（三）取得した収入のうち、当該組織と関係する合理的な支出を除き、全て登録或いは定款に規定する公益性或いは非営利性事業に用いる。

（四）財産及びその収益を配当に用いない。

（五）登録或いは定款の規定に基づき、当該組織の登記抹消後の残余財産は、公益或いは非営利目的に用いるか、或いは登記管理機構によって当該組織と性質や趣旨が同じである組織に贈与し、かつ社会に公告される。

（六）投資者は当該組織に投入した財産に対し、いかなる財産権も留保或いは享受しない。

（七）従業員の賃金福利費用支出が規定の割合内に制御され、形を変えて当該組織資産の財産を分配しない。

前項に規定する非営利組織の認定管理弁法は、国务院財政、税務主管部門が国务院の関連部門と共同で制定する。

第八十五条 企業所得税法第二十六条第（四）号に規定する条件に合致する非営利組織の収入には、非営利組織が営利活動に従事して取得する収入は含まれないが、国务院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除く。

第八十六条 企業所得税法第二十七条第（一）号に規定する、農、林、牧、漁業に従事して得る所得は、企業所得税を免除、減額するとは、以下の事項を指すものとする：

（一）企業が下記の項目に従事し得た所得は、企業所得税を免除する：

1. 野菜、穀類、薯類、油料、豆類、綿花、麻類、糖料、果物、堅果の栽培
2. 農作物の新種の選択育成
3. 漢方薬材の栽培

4. 林木の育成及び植樹
5. 家畜、家禽の飼育
6. 林産品の採集
7. 灌漑、農業品一次加工、獣医、農業技術の普及、農機作業及び補修等の、林業、牧畜業、漁業のサービス事業
8. 遠洋捕獲

(二) 企業が下記の項目に従事し得る所得は、企業所得税を半減して徴収する：

1. 草花、茶及びその他の飲料作物及び香料作物の栽培。
2. 海水養殖、内陸養殖

企業が国家が制限と発展禁止項目に従事した場合、本条例規定の企業所得税収優遇を享受してはならない。

第八十七条 企業所得税法第二十七条第(二)号に規定する、国家が重点的に支援するインフラストラクチャープロジェクトとは、《インフラストラクチャープロジェクトの企業所得税優遇目録》に規定する埠頭、飛行場、鉄道、道路、都市公共交通、電力、水利等のプロジェクトを指す。

企業が前項規定の国家が重点的に支援するインフラストラクチャープロジェクトの投資経営所得に従事して得る所得について、当該項目により取得した生産経営収入が帰属する初年度から起算して、第1年目から第3年目の企業所得税を免除し、第4年目から第6年目の企業所得税を半減して徴収する。

企業の請負経営、請負建設及び内部で自己建設、自己使用する場合、本条規定の企業所得税の優遇を受けてはならない。

第八十八条 企業所得税法第二十七条第(三)号に規定する、条件に合致する環境保護、省エネルギー、節水プロジェクトは、公共污水处理、公共ごみ処理、メタンガス総合開発利用、省エネルギー・排出削減のための技術改造、海水淡水化等を含む。プロジェクトの具体的な条件と範囲は、国务院財政、税務主管部門及び国务院関連部門が共同で制定し、国务院の認可を得た後公布施行される。

企業が前項規定の条件に合致する環境保護、省エネルギー、節水事業に従事して得る所得について、当該項目により取得した生産経営収入が帰属する初年度から起算して、第1年目から第3年目の企業所得税を免除し、第4年目から第6年目の企業所得税を半減して徴収する。

第八十九条 本条例第八十七条及び第八十八条に規定する減免税優遇の享受項目に基づき、減免税期間内に譲渡した場合、譲受者は譲渡を受けた日より起算して、残余期間内であれば規定の減免税優遇を享受することができる。減免税期間の満期後に譲渡した場合、譲受者は当該項目の減免税優遇を再度享受してはならない。

第九十条 企業所得税法第二十七条第(四)号に規定する、条件に合致する技術譲渡による所得について企業所得税を免除、軽減するとは、一つの納税年度内に居住者企業の技術譲

渡による所得が 500 万元以内の部分は企業所得税を免除し、500 万元を超過した部分は企業所得税を半減して徴収することを指す。

第九十一条 非居住者企業が企業所得税法第二十七条第（五）号に規定する所得を取得する場合、10%の軽減税率により企業所得税を計算する。

以下の所得は、企業所得税を免除することができる。

- （一）外国政府が中国政府へ融資したことによって取得した利子所得。
- （二）国際金融組織が中国政府及び居住者企業へ優遇された融資したことによって取得した利子所得。
- （三）国務院より許可されたその他の所得。

第九十二条 企業所得税法第二十八条第一項に規定する、条件に合致する小規模低利益企業とは、国家の非制限及び非禁止事業に従事すると同時に、以下の条件を満たす企業を指す。

- （一）工業企業の場合、年度課税所得額が 30 万元を超えない、従業員数が 100 人を超えない、資産総額が 3000 万元を超えない場合
- （二）その他企業の場合、年度課税所得額が 30 万元を超えない、従業員数が 80 人を超えない、資産総額が 1000 万元を超えない場合

第九十三条 企業所得税法第二十八条第二項に規定する国家が重点的に支援する必要のあるハイテク企業とは、核となる自主知的財産権を保有し、並びに同時に以下の条件に合致する企業を指す。

- （一）製品（サービス）が『国家が重点的に支援するハイテク領域』規定の範囲に属していること
- （二）研究開発に用いる費用の売上高に占める比率が、規定の比率を下回らないこと
- （三）ハイテク製品(サービス)の収入が企業総売上高に占める比率が、規定の比率を下回らないこと
- （四）研究開発部員の企業従業員総数に占める比率が、規定の比率を下回らないこと
- （五）ハイテク企業の認定管理方法が規定するその他の条件

『国家が重点的に支援するハイテク領域』及びハイテク技術企業認定管理方法は、国務院科学技術、財政、税務主管部門が国務院の関連部門と共同で制定し、国務院の認可を経て公布し施行する。

第九十四条 企業所得税法第二十九条に規定する民族自治地方とは、『中華人民共和国民族区域自治法』の規定に基づいて、民族の区域自治を行う自治区、自治州、自治県を指す。

民族自治地方内の、国家が制限と禁止の業種の企業について、企業所得税を軽減或いは免除してはならない。

第九十五条 企業所得税法第三十条第（一）号に規定する研究開発費用の追加控除とは、企業の新技術、新製品、新工芸技術の開発において生じる研究開発費用が、無形資産を形成せず、当期の損益に計上される場合、規定に従い実額発生額を控除した上で、研究開発費

用の 50%を追加控除する。

無形資産を形成する場合、無形資産の原価の 150%を以って償却計算する。

第九十六条 企業所得税法第三十条第（二）号に規定する、企業が障害者を雇用して支給する給与の追加控除とは、企業が身体障害職員を雇用する場合、障害者に支払う給与実額を控除した上で、身体障害従業員に支払う給与の 100%を追加控除することを指す。障害者とは、『中華人民共和国障害者保障法』の関連規定に適用する従業員を指す。

企業所得税法第三十条第（二）号に規定する、国家が雇用を奨励するその他従業員に企業が雇用し、支払う給与の追加控除の方法は、国务院が別途規定する。

第九十七条 企業所得税法第三十一条に規定する課税所得額からの控除とは、ベンチャー投資企業が持分投資形式で未上場の中小ハイテク企業に対し、2 年以上の期間にわたり投資する場合、当該中小ハイテク企業への投資額の 70%を、持分保有期間の満二年目に当該ベンチャー投資企業の課税所得額から控除することを指す。当年度に控除しきれない場合、以後の納税年度に繰越して控除することができる。

第九十八条 企業所得税法第三十二条に規定する減価償却年数の短縮、或いは加速減価償却の採用が可能である固定資産には、以下を含むとする：

- （一）技術の進歩、製品の更新により、モデルチェンジが比較的速い固定資産
- （二）通年にわたり強震度にあり、高腐蝕状態にある固定資産

減価償却年数を短縮する方法を採用する場合、減価償却年数は最短でも本条例第六十条に規定する減価償却年数の 60%を下回ってはならず、加速減価償却法を採用する場合は、二倍定率法或いは級数法により計算する。

第九十九条 企業所得税法第三十三条に規定する収入の減額とは、企業が『資源総合利用企業所得税優遇目録』に規定する資源を主たる原材料として、国家が規制・禁止していない、かつ国家及び業界の関連基準と合致する製品を生産して取得した収入を、90%に減額して収入総額として計算することを指す。

前項に規定する原材料が生産製品材料に占める割合は、『資源総合利用企業所得税優遇目録』に定める基準を下回ってはならない。

第一百条 企業所得税第三十四条に規定する税額からの控除とは、企業が購入し、かつ実際に使用する『環境保護専用設備企業所得税優遇目録』、『省エネルギー、節水専用設備企業所得税優遇目録』及び『安全生産専用設備企業所得税優遇目録』に規定する環境保護、省エネルギー・節水、安全生産等の専用設備は、当該専用設備投資額の 10%を企業の当年度の納付税額から控除できることを指す。当年において控除しきれない部分は、以降の 5 納税年度にわたり繰越して控除することができる。

前項規定の企業所得税優遇を享受する企業は、実際に前項規定の専用設備を購入し、自身で使用しなければならない、上記専用設備を購入後 5 年以内に譲渡、リースした場合、企業所得税の優遇享受は停止となり、並びに既に控除した企業所得税額を追加納付しなけ

ればならない。

第百一条 本章第八十七条、第九十九条、第一百条に規定する企業所得税の優遇目録は、国务院財政、税務主管部門が国务院の関連部門と共同で制定し、国务院の認可を得た後、公布し執行する。

第百二条 企業が同時に異なる企業所得税待遇の適用を受ける事業に従事する場合、当該優遇事業の所得は単独で計算し、企業の期間費用を合理的に配分しなければならない。単独で算定できない場合は、企業所得税収優遇も享受してはならない。

第五章 源泉徴収

第百三条 企業所得税法に基づき、非居住者企業が納付すべき企業所得税に対し源泉徴収を実行する場合、企業所得税法第十九条の規定に基づき、課税所得額を算定しなければならない。

企業所得税法第十九条に規定する総収入額とは、非居住者企業が支払者から受領する全ての代金及び価額外の費用を指す。

第百四条 企業所得税法第三十七条に規定する支払者は、関連する法規或いは契約の約定に基づき、非居住者企業に対して関連代金の支払義務を直接負う単位或いは個人を指す。

第百五条 企業所得税法第三十七条に規定する支払とは、現金払い、相殺、振替払い、及び権益の交換支払等、貨幣及び非貨幣による支払を含む。

企業所得税法第三十七条に規定する期限の到来時に支払うべき金額とは、支払者が発生主義の原則に従い関連する原価、費用に計上すべき未払代金を指す。

第百六条 企業所得税法第三十八条に規定する、源泉徴収義務者を指定する場合は、以下の状況を含むとする。

(一) 見積もった工事作業或いは労務提供期限が一納税年度を満たない、かつ納税義務の不履行を表明できる証拠が存在する場合。

(二) 税務登記或いは臨時税務登記の手続を行っていない、かつ中国国内の代理人に納税義務の履行を委託していない場合。

(三) 企業所得税の納税申告或いは仮納付申告を規定期限通りに行っていない場合。

前項規定の源泉徴収義務者は、県級以上の税務機関が指定し、同時に源泉徴収義務者に控除税額の算定根拠、算定方法、源泉徴収期限及び源泉徴収方式を告知しなければならない。

第百七条 企業所得税法第三十九条に規定する所得の発生地とは、本条例第七条に規定する原則に従って確定した所得の発生場所を指す。中国国内に複数の所得発生地が存在する場合、納税者はいずれか一つの地点を選定して企業所得税の申告納税を行う。

第百八条 企業所得税法第三十九条に規定する、当該納税者の中国国内におけるその他の収入とは、当該納税者が中国国内で取得したその他各種の源泉による収入を指す。

税務機関は当該納税者の納税額を追徴する時、追徴課税の理由、追徴額、納付期間及び納付方式等を当該納税者に告知しなければならない。

第六章 特別納税調整

第百九条 企業所得税法第四十一条に規定する関連者とは、企業と下記の関連関係のいずれか一つを有する企業、その他組織或いは個人を指す。

- (一) 資金、経営、売買等の分野で、直接的或いは間接的な支配関係にある
- (二) 直接的或いは間接的に同じ第三者により管理される
- (三) 利益において関連関係を有するその他の関係

第百十条 企業所得税法第四十一条に規定する独立取引原則とは、関連関係にない取引双方が、公正取引価格及び経営上の習慣に則って行う時に遵守すべき原則を指す。

第百十一条 企業所得税法第四十一条に規定する合理的な方法には以下を含むとする。

- (一) 独立価格比準法とは、関連関係にない取引双方が同一或いは類似する業務取引を行うときの対価に基づいて、価格を決定する方法を指す。
- (二) 再販売価格基準法とは、関連者から仕入れた商品を関連関係にない取引相手方に再販売する価格から、同一或いは類似する業務の売上総利益を控除して価格を算定する方法を指す。
- (三) 原価基準法とは、原価に合理的な費用及び利益を加えることによって価格を算定する方法を指す。
- (四) 取引単位営業利益法とは、関連関係にない取引双方が同一或いは類似する取引を行う時に取得する純利益水準に基づき、利益を算定する方法を指す。
- (五) 利益分割法とは、企業及びその関連者の合算利益或いは欠損を当事者双方の間で合理的な基準を以って分配する方法を指す。
- (六) その他、独立企業間取引原則に合致する方法。

第百十二条 企業は企業所得税法第四十一条第二項の規定に基づき、独立企業間取引原則に基づき関連者と共通発生原価を分担し、コストシェアリング契約を締結することができる。

企業が関連者と原価を負担する場合、原価と予測収益の対応原則に基づき配分計算を行い、税務機関が規定する期間内に、税務機関の要求に従って関連資料を提出しなければならない。

企業とその関連者が原価を負担する際本条第一項、第二項の規定に違反した場合、自身で分担する原価は課税所得額を算定する時に控除してはならない。

第百十三条 企業所得税法第四十二条に規定する事前確認協議とは、企業が将来年度の関連

者間取引の価格決定原則及び算定方法について、税務機関に申請し、税務機関と独立企業間取引原則に基づき協議し、確認を行った後達した協議を指す。

第百十四条 企業所得税法第四十三条に規定する関連資料には、以下の資料を含む。

(一) 関連者取引に係る価格、費用の設定基準、計算方法及び説明等の同期資料

(二) 関連者間取引に係る財産、財産使用权、労務等の再販売（譲渡）価格或いは最終販売（譲渡）価格の関連資料

(三) 関連者間取引調査に関わる他の企業が提供しなければならない、調査対象企業と比較可能な製品価格、価格決定方式及び利益水準等の資料

(四) その他関連者間取引に関する資料

企業所得税法第四十三条に規定する、関連者間取引の調査に係る他の企業とは、調査対象企業と生産経営内容及び方式が類似する企業を指す。

企業は関連者間取引と関連する価格、費用の設定基準、計算方法及び説明等の資料を税務機関が規定する期間内に提出しなければならない。関連者及び関連者取引の調査に係る他の企業は、税務機関と約定した期限内に関連資料を提供しなければならない。

第百十五条 税務機関が企業所得税法第四十四条の規定に従い企業の課税所得額を査定する場合、以下の方法を用いることができる。

(一) 同種或いは類似する企業の利益水準を参考に査定する

(二) 企業の原価に合理的な費用及び利益を加える方法に基づき査定する

(三) 関連企業グループ全体の利益を合理的な割合に基づき査定する

(四) その他、合理的な方法に基づき査定する

企業は、税務機関が前項に規定する方式に従って算定した課税所得額に対し異議がある場合、関連する証拠を提供しなければならず、税務機関の認定を経た後、査定した課税所得額を調整する。

第百十六条 企業所得税法第四十五条に規定する中国居住者とは、『中華人民共和国個人所得税法』の規定に基づいて、中国国内及び国外で取得した所得について、個人所得税を中国国内で納める個人を指す。

第百十七条 企業所得税法第四十五条に規定する支配とは、下記の間接的を含むとする

(一) 居住者企業或いは中国居住者が直接的或いは間接的に、外国企業の10%以上の議決権のある株式を単独で保有し、且つ当該外国企業の50%以上の株式を共同で保有する場合

(二) 居住者企業或いは居住者企業及び中国居住者の持分比率は第(一)号に規定する基準には達していないが、株式、資金、経営、販売等の方面で、当該外国企業を実際に支配を構成した場合

第百十八条 企業所得税法第四十五条に規定する実際の税負担が企業所得税法第四条第一項で定める税率の水準より明らかに低いとは、企業所得税法第四条第一項に定める税率の50%を下回ることを指す。

第百十九条 企業所得税法第四十六条に規定する債権性投資とは、企業が直接的或いは間接的に関連者から得るものであり、元本の返済及び利息の支払い、或いはその他の支払利息の性質を有する方式により補償する必要がある融資を指す。

企業が間接的に関連者から得る債権性投資は以下のものを含むものとする。

- (一) 関連者が独立第三者を通じて提供する債権性投資
- (二) 無関係の第三者が提供するが、関連者が担保し、かつ連帯責任を負う債権性投資
- (三) その他間接的に関連者から取得する実質を有する債権性投資

企業所得税法第四十六条に規定する権益性投資とは、企業が受取った元本及び利息の返済は必要なく、投資者が企業の純資産に対し所有権を有する投資を指す。

企業所得税法第四十六条に規定する基準とは、国务院財政、税務主管部門が別途規定する。

第百二十条 企業所得税法第四十七条に規定する、合理的な商業目的を有さないとは、税額の減少、免除、或いは納税の遅延を主な目的とすることを指す。

第百二十一条 企業所得税務機関が税法法律、行政法規の規定に基づき、企業に対し特別納税調整を行う場合、追徴する税額に対し、税額帰属の納税年度の翌年 6 月 1 日から追加納税日までの期間について、日ごとに利息を加算しなければならない。

前項に規定する利息は、課税所得額の計算において控除してはならない。

第百二十二条 企業所得税法第四十八条に規定する利息とは、税額帰属の納税年度における、中国人民銀行が公布する、税額追徴期間と同期間の人民元貸付基準利率に 5%を加えて算定する。

企業は企業所得税法第四十三条及び本条例の規定に従って関連資料を提供する場合、前項に規定する人民元貸付基準利率利息のみに従い計算することができる。

第百二十三条 企業とその関連者間の取引において、独立取引原則に合致しない、或いは企業がその他合理的な事業目的を有さない手配を実施した場合、税務機関は当該取引が発生した納税年度から 10 年以内に、納税調整を行う権限を有する。

第七章 徴収管理

第百二十四条 企業所得税法第五十条に規定する企業の登録地とは、企業が国家の関連規定に従い登録した住所所在地を指す。

第百二十五条 企業が企業所得税を合算し且つ納税する場合は、課税所得額を統一して計算しなければならないが、具体的な方法は国务院財政、税務主管部門が別途規定する。

第百二十六条 企業所得税法第五十一条に規定する主な機構、場所とは、同時に下記の条件

に該当しなければならない。

- (一) その他各機構、場所の生産経営活動に対し、管理監督責任を負う。
- (二) 完備された帳簿、証憑を揃えており、各機構、場所の収入、原価、費用及び損益の状況を正確に反映できる。

第二百二十七条 企業所得税法第五十一条に規定する税務機関の審査認可とは、各機構、場所の税務機関に共通する上級税務機関による審査認可を指す。

非居住者企業が認可を得て企業所得税を一括納付した後、機構、場所の増設、合併、移転、閉鎖の必要がある場合、企業所得税の一括納付に責任を負う主要の機構、場所が事前に当該所在地の税務機関に報告しなければならない。企業所得税の一括納付を行う主要の機構、場所に変更が必要な場合、前項規定に基づいて処理する。

第二百二十八条 企業所得税を月毎或いは四半期毎に予納付について、税務機関が具体的に査定する。

企業が企業所得税法第五十四条の規定に基づいて、月毎或いは四半期毎に企業所得税を予納付する際、月次或いは四半期の実際の利益額に基づき予納付しなければならない。月次或いは四半期に実際の利益額に基づく予納付が困難である場合は、前納税年度の課税所得額額の月次或いは四半期の平均額、または、税務機関の認可を受けたその他の方法に基づいて予納することができる。予納付方法は一旦確定後、当該納税年度内においてみだりに変更してはならない。

第二百二十九条 企業は納税年度内の利益か損失かに関わらず、企業所得税法第五十四条に定める期間内に、税務機関に企業所得税予納付納税申告表、年度企業所得税申告表、財務会計報告表及び税務機関が提出を規定するその他の関連資料を提出しなければならない。

第二百三十条 企業の所得を人民元以外の通貨で算定する場合、企業所得税の予納付する時、月次或いは四半期の最終日の人民元為替レートの仲値により人民元に換算し課税所得額額を算定しなければならない。年度終了後に確定申告を行う場合、月次或いは四半期に予納付した税額について再度換算は行わず、当該年度内で未納付の部分についてのみ、納税年度最終日の人民元為替レートの仲値により人民元に換算して課税所得額額を算定する。

税務機関の検査により、企業の前項に規定する所得を過少或いは過大に計上していたことが確認された場合、検査により税金の追徴或いは還付が確認された時の前月の最終日の人民元為替レートの仲値により、過少或いは過大に計上した所得を人民元以外の通貨による所得を人民元に換算して課税所得額額を算定し、追納或いは還付すべき税額を再度計算しなければならない。

第八章 附則

第二百三十一条 企業所得税法第五十七条第一項に規定する本法公布前に設立を認可された企業とは、企業所得税法の公布前に登録登記を完了した企業を指す。

第百三十二条 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地域に設立された企業は、企業所得税法第二条第二項、第三項に適用する関連規定を参照し適用する。

第百三十三条 本条例は2008年1月1日より施行する。1991年6月30日に国务院が公布した『中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則』及び1994年2月4日に財務部の公布した『中華人民共和國所得税暫定条例実施細則』は同時に廃止される。

	<p>この事業は、競輪の補助金を受けて実施するものです。</p> <p>http://ringring-keirin.jp</p>	
---	---	---